

令和 4 年度第 1 回久喜市介護保険運営協議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○司会 それでは、みなさんこんにちは。公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和 4 年度第 1 回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の矢作と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日も、新型コロナウイルスの感染防止策を講じながら会議を開催して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、秋本会長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 《会長 挨拶》

○司会 はい、ありがとうございました。それでは、会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。本日の出席委員は、現在 15 人となっております。3 人の方、廣瀬委員、小山委員、増田委員からは、事前に欠席のご連絡をいただいております。また、市川委員につきましては、若干遅れてお越しになるということでございます。渋谷委員につきましては、今のところ、出席されていないという状況でございます。

定数の 20 人の過半数に達しておりますことから、本協議会は、久喜市介護保険条例第 15 条第 2 項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に、現在の傍聴者数は、お 1 人でございます。

それでは議事に入ります前に、事務局の異動がございましたので、職員を紹介をさせていただきます。まずはじめに、福祉部長の戸ヶ崎でございます。副部長の河内でございます。続きまして、福祉部参事兼高齢者福祉課長の土屋でございます。他の職員につきましては、発言の際に名乗らせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、本日の資料につきまして説明をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料が次第、別紙「資料の概要について」、議事（1）の資料が資料 1 とし、1-1 から 1-4 の 4 点。議事（2）から議事（3）の資料がそれぞれ資料 2、資料 3 とし、1 点ずつでございます。なお、本日配布させていただきました資料がお手元でございます。「当日差替」と書かれた次第と、「当日差替」と書かれた資料 1-2、そして当日追加として、「令和 4 年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧」、資料 2、のあわせて 3 点でございます。当日の提出になりまして、誠に申し訳ございません。また、資料 2 を追加しましたので、既にお配りしております資料 2 につきましては、資料 3、資料 3 につきましては、資料 4 に、ご訂正のうえご審議いただきますよう、重ねてお願いいたします。誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。資料の方に不足がある方いらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能となっております。また、会議録を作成し、公開することとなっておりますこと

から、本会議におきましても、発言者の氏名を含め、全文記録方式で、会議録の作成を行いたく、録音につきまして、ご了解いただきたいと思います。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり、議事を進めさせていただきたいと存じます。秋本会長どうぞよろしくお願いたします。

○議長 本日の議事は承認が必要な案件が2件、報告が2件でございます。本日も皆様のご協力を得て、議事が円滑に進行できますようよろしくお願いたします。まず、本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。前回に引き続き、名簿の順で、新井委員さん。

○新井委員 はい。

○議長 それから、渋谷さんが欠席でございますので、車塚委員さん。

○車塚委員 はい。

《新井委員・車塚委員 了承》

○議長 よろしくお願いたします。それでは本日の議題に移りたいと思います。議事の(1)地域密着型サービス事業所の指定については、諮問となっております。事務局から説明をお願いいたします。

○司会 はい。今回諮問ということでございます。諮問につきましては、久喜市介護保険条例第13条第4号の規定に基づき、ご意見をお伺いいたしまして、その協議結果について答申をいただくというものでございます。

今回諮問をさせていただく事項は、令和2年1月28日開催の本協議会におきまして、地域密着型サービス指定事業者の候補として、選定が妥当であると答申をいただいたもので、このたび、事業者から開所予定日が決まり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請が出されましたことから、指定の妥当性をご審議いただくものでございます。それでは、秋本会長に諮問書をお渡ししたいと存じます。大変恐縮でございますが、公務の都合によりまして、梅田市長にかわり、戸ヶ崎福祉部長から会長にお渡しさせていただきますと存じます。

○戸ヶ崎部長 読み上げさせていただきます。

《諮問書を読み上げ》

○矢作課長 はい、ありがとうございました。

それでは委員の皆様方には会長にお渡しいたしました諮問書の写しをお配りさせていただきます。こちらをご確認いただきたいと思います。存じます。

《事務局が諮問書の写しを配布》

それでは引き続き秋本会長、議事の進行をよろしくお願いたします。

○会長 ただいま諮問がありました地域密着型サービス事業所の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤係長 はい。介護保険課保険料・給付係長の佐藤と申します。本年4月から担当させていただきます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます、失礼いたします。それでは議題1の地域密着型サービス事業所の指定についてご説明いたしま

す。

《資料 1-1 から 1-4 に基づき説明》

- 会長 はい、ありがとうございました。ただいま資料 1 に基づき説明がございましたが、何か質問がございますでしょうか。ご質問、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。それから、この議事 1 はですね、本協議会の承認をいただきたい事項ということです。地域密着型サービス事業所の指定について本協議会として承認するかどうか、これも皆様のご意見を伺った上で判断したいと思います。よろしく申し上げます。ご意見ご質問。何かありますでしょうか。
- 板橋委員 板橋です。今日配られた当日差替の資料 1-2 と前に配られた資料 1-2 の違いなのですが、前の方は、配置何人、通い何人とか書いてあるのだけれど、今日配ったほうには人数が書かれていないというのはなにか理由があるのですか。逆なら話わかるのですが、どういうことなのですか。質問させていただきます。
- 議長 はい。資料の違いですね。事前に配布されたのと、今日訂正で配布された資料の差異ですが、数字が違ふと記載が違ふと。事務局よろしいでしょうか、回答の方、はい。
- 矢作課長 ただいまのご質問いただきました件でございますけれども、こちらの方は、改めて、人数を確認して精査をしましたところ、違いがございました。ただ当日差替の方には、その数字を改めては記入はさせていただかずに、口頭でご説明をさせていただいたというものでございます。
- 議長 板橋委員さんよろしいですか。今の説明で、はい。
- 板橋委員 今の説明だと、私がした質問とちょっと違うような気がするのですが、この逆だったら私は話わかりますが、なぜこうなってしまったのでしょうか、ということなんです。前に配られたところに、人数が入ってなく、今回配られたところ人数が入っているのであれば、話わかるのだけれど、その逆にした理由は何なのでしょう。書けないから書かないのか、何かわかりませんが、ちょっと理解ができません。
- 矢作課長 はい。本来であれば当日差し替えの方も、書くべきことだったかと思えますけれども、今回口頭にて、説明をさせていただくことにしたところでございます。
- 議長 板橋委員さんよろしいですか。
- 板橋委員 はい。
- 議長 ありがとうございます。他に、はいどうぞ。
- 茨木委員 差替の裏面に非常災害対策ということで、マニュアルが作成されているは「適」ということになっているのですが、もし災害が起きた場合には、どこに避難するのですか具体的に。それが 1 点。それから併せて、こちらの建物、今ご説明がありましたけれども、避難経路という外階段を使って下に降りていくのですかね。その 2 点をまず、お聞きしたいのですが。はい。
- 議長 はい。この避難場所はどこかということが 1 点ですね。それから経路はどこをつたわってこう逃げるんだと、この 2 点についてですね。茨木委員さんから質問がございました。事務局回答をお願いします。
- 佐藤係長 はい。避難計画の避難場所につきましては、江面第 1 小学校になります。こちら

の施設からですね800メートル、徒歩で9分、車で3分の場所になっております。避難経路につきましては、第1候補と第2候補ということで、2ヶ所のルートを設定してあるものを提出いただいております。またちょっと蛇足になりますけれども、一応恒寿苑と災害時の相互協力ということで、お互い物資の融通を利かせたりするという事も書かれております。またですね避難できない場合につきましては、2階に、ケアステーション、すいません、看護ステーションがありますので、避難が間に合わないときは、垂直避難ということで、2階へ避難するという事で計画されております。以上です。

○議長 はい。以上が事務局の回答です。茨木委員さんよろしいですか。はい。再度質問ということで、はい。

○茨木委員 すいません。資料の1-3の平面図をご説明いただいたのですが、ちょっと私、説明を聞きはぐっちゃったかどうかわからないのですが、ステーションよすがというのが、この平面図の1階ということでよろしいわけですね。2階じゃないですよ。ちょっとそこところが、ごたごたしたものですから、これは、1階の平面図ということですか。

○議長 はい、事務局お願いします。

○佐藤係長 はい。説明を申し上げなくて申し訳ございません。こちら資料1-3につきましては、1階のケアステーションよすかの平面図になります。

○議長 よろしいですか。はい。他には質問は。はい。他の委員さんで質問等、ありますでしょうか。はい。茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 続いてですね、苦情処理というところですね、資料の1-2なのですが、苦情措置の概要確認というふうになっているのですが、この対応の窓口になる方はどういう立場の人が対応されるのですか。

○議長 はい。事務局の方お願いします。

○佐藤係長 はい。苦情対応窓口につきましては、管理者の方になります。こちらに書いてあります、井上純子様は直接の苦情対応窓口になります。

○議長 管理者の井上さんが窓口ということですよ。

○佐藤係長 はい。その通りです。

○議長 茨木さん、よろしいですか。再度質問ですね、はいどうぞ。

○茨木委員 年間を通してですね、何件か苦情措置というか苦情に近いような質問や、その他あると思うんですけど、管理者1人だけというのはちょっといかなものかなと。基本的に管理者が出てくるケースなのか。その前の職員の方が対応されるのか、最終的に管理者の方がまとめるというかそういうのは理解できるんですけど、いきなり管理者が直接苦情対応というのは、運営上どうなのですか。

○議長 はい。事務局、お願いいたします。

○佐藤係長 はい。個々の相談等につきましては、相談員さんも通してという形になりまして最終的に管理者という形になるかと思っております。ちょっと誤解のある回答で申し訳ございませんでした。

○議長 茨木委員さんよろしいですか。今の回答で、はい、ありがとうございます。他の委員

さんのご質問或いはご意見等ございますでしょうか。はいどうぞ。

○茨木委員 後程の説明で多分、ご説明があるかと思うのですが、地域との連携等というところで、運営推進会議を設置しているとか、ということで「適」になっているのですが、どんな団体が参加することになっていますか。

○議長 運営推進会議のメンバーとか、そういうことですね。具体的に何を話すかとかね。事務局お願いします。

○佐藤係長 はい。運営推進会議のメンバーなのですが、ご利用者様、それからご利用者様のご家族、町内役員ということで地域住民の代表で区長様ですかね、区長様二名程度、それから市の職員、地域包括支援センター職員、あと知見のある者ということで、デイサービス等の代表ということで、会議のメンバーにするという内容になっております。以上です。

○議長 はいありがとうございます。よろしいですか。はい。他の委員さんご質問。或いはご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

○茨木委員 紙の紙面で、わかる方はわかるのだと思うのですが、例えば、資料を読ませていただいて、付表の9というところで、事業所の指定に係る記載事項の主な掲示事項ということで、食事の提供に要する費用は、朝食は450円、昼食が600円、おやつが100円、夕食が600円とあります。例えばサンプルを事例として出していただくと、私なんか素人ですから、こういうサービスを提供されているということで、写真つきのものが紹介されるのが、わかりやすいのかなと。ただ金額でどういうものか、普通の定食屋さんのイメージと違って割安ですから。補助が出てくるのかどうかわかりませんが、できたらカラー写真で、お昼はこんな感じの食事を提供しますよというサンプルみたいなものが欲しいですね。そうするとわかりやすい。素人には特にそうですね。

それから、先ほどのケアハウスの平面図もそうなのですが、この建物というのは、その外側から見て外形とか、そういう全体像の写真が1枚あると、もっとわかりやすくなるかと。そういうスタンスで資料を作成して欲しいなと思います。でない、一面的な形でわかるでしょうという形で持っていられると、ここに参加している1人としては、ちょっとハードルが高すぎる部分があるので、参加者の立場に立った資料づくりというか、そういう上から目線ではなくて、こういう点ではやはりサービスというのは必要なのではないですか。そう思います。以上です。

○議長 事務局、今の質問、どうでしょうか。何か回答がありますか。今、手元には写真は当然持っていないのですが。それから平面図以外に立体図のいわゆるパースペクティブというのですかね透視図ね。手元になれば、8月2日に追加資料を出すということで茨木議員さん大丈夫ですか。

○茨木委員 はい。

○議長 ただ、今日これで答申しなくてはいけないのですが、その時期の問題なのですよね。それは前後しても大丈夫ですか。今日、答申しなくてはいけないのですか。写真がないから答申できないというわけにも、また、再度もう1回、1週間後に開くのも何か思うのですけども、これはいつまでに、答申が必要なのですか。

○矢作課長 本日、答申をいただきたいものになります。それで、ただいまのご質問に関しましてでございますが、外観の写真につきましては、次回、8月2日に、お示しさせていただきたいと存じます。ただ食事につきましては、こちらの事業所の兼ね合いもありますので、いろんな方々の状態に応じての食事かと思っておりますので、確認をさせていただきまして、可能でございましたら、8月2日に、お示しをさせていただくということで、ご了解いただきたいと存じます。お願いいたします。

○議長 そういう方向でよろしいですかね。今日、写真が出せないからもう1回1週間後に写真を提供して立体図面で、もう1回臨時に開くわけにもなかなか皆様お忙しい方たちばかりですので、いかないと思います。今日はこれでどう答申するか別にしまして、8月2日のときに、その前、事業者の了解を得て写真や、立体の図面等を再度提出していただくと。法令に乗っ取ってすべて「適」になっておりますのでそこで大きな瑕疵はないと思うのですけれども。今日は、わかっている範囲で答申をするかしないか、良とするかどうかを諮りたいと思います。茨木委員さんそういう進め方でよろしいですか。はい。ありがとうございます。他にはございますでしょうか。ご意見、ご質問はよろしいですか。はい。ないですね。はい。ありがとうございます。それでは、本協議会として承認するというので、よろしいでしょうか。

《委員了承》

はいありがとうございます。それでは、地域密着型サービス事業所の指定については、承認という結論で審議会として答申を出すということで、進めたいと思います。ありがとうございます。それでは答申書の案を委員の皆様配布してください、よろしく願います。

《答申書を配布》

それでは、私の方から、この案を朗読させていただきます。

《答申書(案)を読み上げ》

この案の通り答申したいと思います。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、事務局準備のほどよろしく願います。今、この答申書に会長印を押すことになっておりますので事務局の方でお時間いただきたいと思っております。

《答申書に会長印を押印し、会長へ》

はい。答申書は先ほど私が読み上げた通りでございます。これから、戸ヶ崎部長さんに私の方から、この答申書をお渡ししたいと思います。

○戸ヶ崎部長 速やかなご決定ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、事業者にお伝えさせていただいて、より良いサービスの提供につなげていただけるように、努めてまいります。

○議長 続きまして議事の(2)令和4年度介護予防支援業務委託事業者についてに移りたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

○加納補佐 高齢者福祉課課長補佐の加納と申します。よろしくお願いいたします。それでは、令和4年度介護予防支援業務委託事業所について、ご説明させていただきます。

《資料2をもとに説明》

こちらにつきましてご承認をよろしくお願いいたします。

- 議長 ただいま令和4年度介護予防支援業務委託事業者について説明がございましたが、何かご質問はございますか。ご質問のある方は、挙手をお願いします。はい。茨木委員さんどうぞ。
- 茨木委員 参考までに教えていただきたいのですけれど、今、一覧の方をお示ししていただいたのですが、今回諮問した、ケアマネジメントよすがさんが答申された場合というのは、市の方から助成金というものはあるのですか。もしあるとするならばどれくらいの助成金が支払われるのか。その辺をちょっとお聞きしたいのですけれど。
- 議長 はい、事務局をお願いします。
- 加納補佐 こちらに関しては特に助成金等はないです。そうですね、介護予防支援業務については委託をお願いするだけになりますので、実績に基づいて、介護予防事業業務をやっていたものに対しての実績額が支給されるというだけのものになります。
- 茨木委員 事業所さんの実績に基づいて、助成があると、そうではないのですか。実績は実績。ただ、認可しますよ、市の方は、そういうスタンスでいいわけですね。
- 議長 はい、事務局をお願いします。
- 加納補佐 こちらに関しては、事業所としても存在をされていて承認がすでに終わっているものなのですが、今回、地域包括支援センターの方が業務を行っている介護予防支援業務について、こちら新しくケアマネジメントよすがさんとすずみな加須さんの方に、委託をお願いするという内容になりますので、助成というものは発生しないという形になります。
- 議長 茨木さんよろしいですか。はい。他にはご質問ご意見ございますでしょうか。はいどうぞ、茨木委員さん。
- 茨木委員 確認したいのですけれども、ケアマネジメントよすがさんの介護支援員数、2人と記載があるのですが、それで久喜中央から鷺宮まで網羅しているということなのですが、専門員さんの数が少ないところはそんなに網羅出来てないのかな、と気がしてならないのですが、人数とか比例とか関係ないのですか。2人しかいないのかかわらず、全地区網羅できる体制はとれるのですが、人数は全く関係ないということですか。
- 議長 事務局をお願いします。
- 加納補佐 はい。1人当たりを担当できる受け持ちの件数というのが、一応上限は決まっていますのですけれども、その範囲の中で、よすがさんの方で、各包括の方からお願いをした中で、受けられるか受けられないかというのがその時によって、上限の中でお答えいただいていますので、この人数の中で自分ができる範囲で受けていただいているという状況でございます。
- 議長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。他の委員さん何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。ないということでよろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、議事(2)確認は以上となります。
- 議長 続きまして、次の議事に移りたいと思います。議事(3)高齢者福祉計画・第8期介

介護保険事業計画の進捗状況について、事務局からの説明をお願いします。

○門井主幹 はい。介護保険課主幹の門井と申します。本年4月から介護保険事業計画を担当しています。どうぞよろしく願いいたします。それでは資料(3)高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について、ご報告させていただきます。

《資料3に基づき説明》

○議長 はい、ありがとうございました。委員の皆様ご意見、或いはご質問ございますでしょうか。特にないということでよろしいですか。はい。茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 以前配られました資料3の3ページですね。3ページの⑤の下の表ですね。このうち、①につきましては、一般高齢者、介護予防というふうに書いてあるのですが、一般高齢者というのは、具体的には何歳が対象なのですか。

○議長 はい。事務局の方よろしく願いいたします。一般高齢者とはどういう意味なのかと。

○土屋参事 高齢者福祉課の土屋です。ご質問にお答えいたします。一般高齢者と申しますのは、65歳以上の高齢者の方になります。

○議長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。他にご質問ご意見ございますでしょうか。よろしいですか、それでは3につきましては、はい、ありがとうございます。

○議長 続きまして、議事の(4)、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定スケジュールについてに移ります。事務局の説明をお願いします。

○門井主幹 はい。続けてご説明いたします。議事の(4)久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、資料4ですね、事前配布ですと事前資料3と記載のある資料の方をお願いいたします。こちらに基づきましてご説明させていただきます。

《資料4に基づき説明》説明は以上でございます。

○議長 はい。ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見或いはご質問ございますでしょうか。はい。茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 先ほどの説明と少しずれてしまうのですが、1点目は1ページのところですね。介護保険事業計画についてということで、一行目です。介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施というのが実は計画の中心なんだと。その保険給付というのがちょっとわからないのですが、これはどういうことですか。

○議長 保険給付の意味ですね。はい、事務局お願いします。

○矢作課長 はい。それでは事務局の方からご答弁させていただきます。こちらの保険給付につきましては、もしお手元に介護保険事業計画がございます方につきましては、117ページをご覧くださいと思います。こちらに、サービス別の介護給付費の推計等々ございますけれども、サービスの実施につきまして、保険給付ということで、掲載をさせていただいているものがございます。要介護認定、要支援認定を受けた方々が、適正に必要なサービスを受けられるという介護保険サービスということで考えていただければと思います。

○議長 茨木さんどうぞですか。よろしいですか。はい。他には、はいどうぞ。高田委員さん。

○高田委員 介護保険事業計画と介護保険料との関係ということを書いていますけれども、具体的にどういうふうなスケジュールで進められるのか、ちょっとこの計画を見ているとわか

らないのですが、介護保険料の案というのはいつごろ出てくるのですか。

○議長 はい、事務局お願いします。いつごろその案が出てくるか、大体わかっているならば、大体で結構ですから現時点でわかる範囲で。

○矢作課長 はい。例年ですと例えばこちらの今回の第8期介護保険事業計画につきましては、令和3年の1月頃に保険料の案を介護保険運営協議会でお示しさせていただきました、ご審議いただいたということになります。そうしますと今回、これからご審議いただく第9期介護保険事業計画における保険料につきましては、令和6年の1月ぐらいに、お示しをさせていただくこととなります。

○議長 はいどうぞ。

○高田委員 令和6年ということは、審議会の最後ということですね。そういう重要なことを、一番最後に、介護保険料はこれぐらいで提案しますと出てくるのですか。その場で答申をするということですか。

○議長 事務局どうぞ。

○矢作課長 はい。こちらの計画は3か年計画となっており、先ほど事務局から説明をさせていただきましたが、今年度は、まずアンケート調査を実施しまして、その内容とこれから国から示される基本指針を踏まえまして、事業の実施内容をご審議いただきます。また、次の第9期計画の3年間の中で、どれぐらい事業費がかかるかというのを計算をしまして、今現在の保険料は月額5,161円でございますが、計画上全体でどれぐらいのサービスを3年間で利用するかなど検討していただいた上で、保険料の金額を算定することになりますので、最後の年ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 はい。高田委員さんよろしいですか。

○高田委員 一番重要なことがですね、一番最後の会議で示されて、承認してくださいというのはちょっと、合理的じゃないような気がするのですけれどね。令和6年の6月以降の介護保険料ということですね。それが一番最後に答申されて、この金額でやりますからよろしくというのは何か納得いかないのですけれどね。ちょっと善処していただきたい。令和5年5月以降1月まで協議会が、半年間ないんですね、半年以上なのかな。介護保険料と事業計画は、密接な関係がありますと言っていましたよね。特に、アンケートというのは何かたくさん、鍵になっているようですが、要は介護サービスで、どれぐらいの人がどういうサービスを求めているか。それが負担金でいくらになるのか。大体どれぐらい増えてくるのかというのをアンケートで行うとおっしゃっているのですよね。そのアンケートに、基づいて行うのもいいのですけれど、何かそこが主題になって、保険料については、何か最後にざっくりこう出しますから、これで答申します、ご承認ください、というふうにはしか見えないのです。だけれど、国民というか久喜市のほとんどの人にとって一番重要なのは、介護保険料だと思うのですよ。介護を受けられている方よりも、介護保険料を払っている人が圧倒的に多いわけですから。それをね、1回の審議で、はいこれをお願いしますというの、ちょっと納得いかないのです。例えば、5月の介護保険運営協議会の後にね、もう1回やって、案を出していただいて、それを最終的に答申する、というようにできないのですかね。

○議長 そうすると高田委員さんのご質問の趣旨は、介護保険料が市民の方にとって一番関心が高いと。それを最後に持ってくるのではなくて、もうちょっと早めることができないかと。あとじっくり検討したいとこの場で。そうするとやはり課長さん、なぜその介護保険料がどうしてこんな最後にずれ込んだらうのだらうと、もっと早くできないかと言ったら何かあるのですか。もっともっと早くして、何回も介護保険料の議論ができるような、期間を取れるのではないかと。最初に、もっと早く持ってくるができない理由というのは。

○議長 はい、茨木委員どうぞ。

○茨木委員 少なくとも早くとは言わないのだけれども、一番最後の答申の時に介護保険料は今後3年間こうなります、よろしいかと言われても、ああそうですかと納得するのですかね。納得できないですね。出していただいた部分を、見てですね、フィードバックとか、そういうのを委員の方々が、自分で持ち帰って検討するとかね、そういった時間があるといいんじゃないかと思うのですよね。その場ですぐ、それでわかりましたというのは、そういうすぐ納得のいくものではないかとは思いますがね。だから、要は、1月に答申というのであれば、例えば11月とか12月に、介護保険料の案というのが出されて、その上で最後に答申する。それが納得のいくプロセスであり、審議なのだと思うのですけれど。半年以上前に出せとは言いませんので。

○議長 事務局いかがですか。

○矢作課長 はい。こちらの点につきましては、資料の4ページのスケジュール案ですが、誤解を招いてしまっていたようで大変申し訳ないと思います。令和5年につきましては、5月に計画策定の諮問をお願いしまして、そのあと例年ですと2ヶ月ぐらいおきに、全部で令和5年は6回ほど、皆様方に計画の素案等を示させていただきながらご審議をいただきます。その中で、どうしても介護保険サービスがどのくらい必要になるかという、全体の枠が決まりませんと、保険料の方も金額が算定できません。ただ概算としては、現在の5,161円よりも、どれくらい上がるのか、もしくは据え置くか、そういった内容につきまして、もう少し早い段階で、お示しをし、ご審議いただけるようにはさせていただきたいと考えております。最後に金額だけ提示をしまして、ご承認をお願いしますということではございません。事前に県内自治体の平均をお示し、3年間の全体の事業費に対しまして、保険料がどれくらいになるかという、シミュレーションをいくつか示させていただきながら、最終的にご意見等をいただくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 はい。そうすると令和5年5月に第1回をやってから、答申まで合計6回の会議があるわけですね。その6回の会議の中で、どの段階でその介護保険料が出てくるかわかりませんが、最後に介護保険料が1ヶ所にトンと出るわけではないわけですね。その前にも出るわけですね、6回のうちのいずれかの会でね。という説明ですが高田委員さんよろしいですか。そういう形で。

○高田委員 ちょっとよく理解できなかったのですけれど、令和5年の5月の介護保険運営協議会の後に、令和6年1月の介護保険運営協議会があるということでもいいのですよね。こ

の計画でいきますと、その間ないのですよね。

○矢作課長 失礼しました。資料の作成がわかりづらく申し訳ございません。5月から12月となっておりますが、この間に、第8期計画では、5月、7月、9月、10月、12月というような形で会議を開催をさせていただいておりますので、第9期計画も同じような形で、5月から12月の間に5月、7月、9月、10月、12月の全部で5回ほど、計画についてご審議いただく場を設けさせていただきます。

○議長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。他にはご質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは議事の4は以上でございます。本日の議事を全てこれで終了いたしますので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力のほどありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。続きまして、次第4のその他でございます。事務局からお知らせをさせていただきます。

○佐藤係長 はい。次回の本協議会の第2回目なのですが、何度か出てきましたけれども8月2日の火曜日、市役所4階の会議室で予定しております。時間のほうちょっとまだ未定なのですが、近くなりましたらまたご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。

○矢作課長 時間につきましては、13時15分で毎回お願いをしておりますので、8月2日火曜日も13時15分から、市役所本庁舎4階でお願いしたいと存じます。また、通知をさせていただきます。

それでは本日予定をしておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○副会長 《副会長 挨拶》

○矢作課長 はい、ありがとうございました。以上を持ちまして、令和4年度第1回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年 6月 10日

議 長 _____ 秋本 政信 _____

議事録署名人 _____ 車塚 文彦 _____

議事録署名人 _____ 新井 克典 _____